

山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業

<市町村窓口機器賃貸借及び保守業務>

仕 様 書

平成30年11月

山梨県後期高齢者医療広域連合

目次

1	総括	1
1-1	一般事項	1
1-1-1	概要	1
1-1-2	発注者	1
1-1-3	完了日	1
1-1-4	標準仕様書	1
1-1-5	履行時間等	1
1-1-6	留意事項	1
1-1-7	納入先	1
1-1-8	構成	1
1-1-9	関係法令等	1
1-1-10	現場代理人及び主任技術者	1
1-1-11	業務範囲	1
1-1-12	提出書類	1
1-1-13	進捗管理	2
1-1-14	資料の貸与	2
1-1-15	秘密の保持	2
1-1-16	仕様変更等の扱い	2
1-1-17	仕様上の疑義	2
1-1-18	共通事項	3
1-1-19	調達中の安全管理	3
1-1-20	災害防止等	3
1-1-21	引渡し	3
1-1-22	保証	3
1-2	機器搬入	3
1-2-1	共通事項	3
1-3	特記事項	4
1-3-1	連絡調整について	4
1-3-2	セキュリティに関する事項	4
1-3-3	情報セキュリティ	4
1-3-4	その他	4
1-3-5	関連業務との連携	5
2	ハード機器調達に関する要件	6
2-1	調達機器類	6

2-1-1	ハードウェア	6
2-1-2	ソフトウェア	6
2-2	ハードウェア仕様	7
2-3	ソフトウェア仕様	7
2-4	機器の納入設置	8
2-5	納期について	8
2-6	使用期間	8

(別紙) 指定機器等一覧

1 総括

1-1 一般事項

1-1-1 概要

本書は、「山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業」における市町村窓口機器賃貸借及び保守業務に関する仕様を記載したものである。

山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システムの市町村窓口端末等を再構築し、セキュリティ面の向上と耐障害性を向上させ、標準システム等の安定的かつ情報管理が正確に行える物品を整備することを目的とする。

1-1-2 発注者

名称 山梨県後期高齢者医療広域連合

住所 山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 山梨県自治会館 2 階

1-1-3 完了日

パソコン等機器の納期については、仕様書上の納期を順守すること。

1-1-4 標準仕様書

本仕様書に特記されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）によること。

1-1-5 履行時間等

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。前項に規定する時間外であっても、発注者の要請による場合はその限りではない。

1-1-6 留意事項

本業務に必要な関係機関への申請書類の作成及び申請は速やかに行うこと。また本仕様書に示す業務内容を確認し、諸手続き届及び施工計画書を作成し、発注者が指定する監督員に提出し、承認を得ること。施工計画書には、スケジュール、作業体制、対応窓口、施工方法、検査方法等についても記載を行うこと。

1-1-7 納入先

本業務の納入先は、発注者が指示する。

1-1-8 構成

- 1) 仕様書（本書）
- 2) 積算書
- 3) 後期高齢者医療広域連合電算処理システム仕様書（構成編）
- 4) 特記仕様書（リース）

1-1-9 関係法令等

受注者は、機器の取扱いにあたり最高の理論・技術を発揮し、契約書・仕様書・諸法令・条例・規則・関係通知等に準拠して業務を遂行すること。

1-1-10 現場代理人

本業務には現場代理人を設置すること。

1-1-11 業務範囲

本業務の業務範囲は、以下のとおりであり、官公庁等への諸手続・検収に至るまでの一切とする。また、構築に伴う関係箇所への連絡・打合せを含むものとする。

- 1) 指定機器類の調達
- 2) その他発注者より依頼のあった関連業務

1-1-12 提出書類

受注者は、本業務に必要な発注者が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更しようとする際は、その都度、発注者の承諾を受けること。記載方法の詳細や提出部数については、別途協議とする。

なお、完成図書の概略は下記のとおりである。また、完成図書は、全て日本語で作成するものとする。

特に図面関係については、発注者の指示する様式（ファイル形式）により CD-R に記録したものを納入すること。

1) 完成図書概要

① 写真

物品内容が判別できるような写真であること。

(1) ネットワークシステム等

端末、サーバ、ネットワーク機器等の納品

② 施工計画書（工程表、体制表、納入スケジュール）

③ その他（3部）

- 納入機器リスト（ハードウェア、ソフトウェア）
- ライセンス証書
- ネットワーク機器説明書
- 納入機器仕様書
- 操作説明書
- その他発注者より指示のあったもの

1-1-13 進捗管理

受注者は、随時、発注者に対し作業の進捗状況を報告すること。報告に際しては、原則として関係者を招集しての進捗会議等（工程会議）を開催し、その議事録・作業工程表等をもって進捗報告とする。

1-1-14 資料の貸与

本業務の遂行上、調査すべき事項は、受注者が行うものとするが、発注者が所有し、業務に利用できる資料は貸与する。この場合、受注者は、借用書を発注者に提出し、施工後に速やかに返却すること。資料等の複写や目的外での使用をしないこと。

1-1-15 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行によって知り得た秘密・情報を第三者に漏らしてはならない。また入手した情報等は適切に管理を行わなければならない。本項目は、下請負業者を使用した場合は、その下請負業者にも適用する。

また、本業務にて個人情報を取り扱う必要がある場合は、個人情報保護法に基づき適切な情報管理を行なうこと。

1-1-16 仕様変更等の扱い

仕様書等に記載される仕様または図面の内容で変更を必要とする場合は、事前に承諾函（変更理由書等）を用意し、発注者及び監理責任者と協議の上行うものとする。ただし、軽微なものについては原則として発注金額の増額変更は行わない。

1-1-17 仕様上の疑義

本仕様書記載事項に疑義が生じた場合、発注者と受注者とが協議の上、決定する。

1-1-18 共通事項

実施にあたっては、関係法令基準を厳守すること。

仕様書等に記載がない場合でも、システムを稼働させる上で必要となる物品などについては、受注者の責任において対応すること。

各機器等搬入にあたっては、施設等について、損傷しないよう適切な養生を行うこととし、損害を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。

1-1-19 調達中の安全管理

受注者は、調達にあたって災害、公害及び、危険防止のため、建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関連法令等に従い、十分な策を講じて施工を進捗させる。これにより他に損害を与えた場合の補修及び、補償は受注者の負担とする。

また、調達に伴い発生する公害及び近隣よりの苦情に対しては、受注者の責任において解決を図ること。

1-1-20 災害防止等

作業の安全対策については、常に作業の安全に留意し、現場管理を十分に行い、災害防止に努めなければならない。更に火災、盗難予防など調達現場の管理に万全を期すこと。

1-1-21 引渡し

受注者が定められた物品を全て調達し、受注者は、完成図書を提出することにより、業務の完了及び引渡しとする。

1-1-22 保証

引渡後、引渡日から起算して1年以内に生じた不良及び故障等で、受注者の責任とみなされるものについては、受注者が速やかに修理、交換を行うものとする。その費用は、受注者の負担とする。

ただし、受注者の責任以外とみなされた場合は、発注者と協議の上対応を決めること。

1-2 機器搬入

1-2-1 共通事項

各機器の搬入にあたっては、関係法令基準を厳守し、搬入機器に損傷を与えないよう十分に注意すること。

各機器の搬入時には、既存施設部分について、損傷しないよう適切な養生を行うこととし、損害を与えた場合は、受注者の責任において修復すること。

1-3 特記事項

1-3-1 連絡調整について

本業務を円滑に実施するため、発注者と十分な連絡調整を行うこと。

1-3-2 セキュリティに関する事項

本業務の実施にあたっては、山梨県後期高齢者医療広域連合のセキュリティポリシーを十分に理解し、業務を遂行すること。

1-3-3 情報セキュリティ

- a. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする
- b. 受注者は、発注者から入手する資料及び業務データ（以下「情報資産」という。）については、特に厳重に取り扱うものとする。また、その保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、情報資産を発注者の指定した目的以外の使用及び第三者への提供を禁止する。
- c. 受注者は、情報資産を業務遂行の目的以外に複製及び加工を禁止する
- d. 受注者は、業務終了後、提供された情報資産を返還もしくは廃棄すること。
- e. 受注者は、発注者に許可なく業務を再委託してはならない。
- f. 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た情報資産をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティに関する事項を周知させるものとする。
- g. 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じる恐れがあることを知ったときは、すみやかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- h. 前各号の規定に違反した場合、発注者は契約を解除できるものとする。
- i. 受注者は、前各号の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとする。

1-3-4 その他

調達する機器等（パソコン、サーバ、スイッチ等。部材を除く）は、5年間のハードウェア保守を付属させることを基本とする。ソフトウェアについてもライセンス保守（5年間）を付属させること。

1-3-5 関連業務との連携

本業務は、次の業務と関連する。受注者は次の業務の受託者と協力し作業を実施すること。関連業務において実施するサーバ、ネットワーク構築作業にて、業務上の支障が無いように誠意をもって対応を行うこと。

「山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業 <構築>」

概要：本業務にて導入した機器を使用してサーバ環境、ネットワーク環境を構成する業務。

「山梨県後期高齢者医療広域連合電算処理システム整備事業 <機器賃貸借及び保守業務>」

概要：電算処理システムのサーバ、ネットワーク機器、広域側端末等の機器の賃貸借及び保守業務。

2 ハード機器調達に関する要件

2-1 調達機器類

本業務にて調達をおこなう機器・製品は次のとおりである。

2-1-1 標準システムハードウェア

No.	機器名称	台数
1	窓口端末	58 台
2	データ連携端末	7 台
3	USB メモリ	20 本
4	プリンタ	29 台
5	L2SW	27 台
6	FW	27 台

2-1-2 ソフトウェア

ソフトウェア構成

各サーバおよび端末に必要な標準的なソフトウェア構成を次に示す。(資産管理ソフト含む)

No.	対象ソフトウェア	窓口端末	データ連携用機器
1	OS	◎	◎
2	HTTP サーバ		
3	DNS サーバ		
4	メールサーバ		
5	Active Directory サーバ		
6	NTP サーバ		
7	Web アプリケーションサーバ		
8	プログラム実行環境・ソート製品		
9	帳票ソフトウェア		
10	帳票コネクタソフトウェア		
11	データベースソフトウェア		
12	日本語入力ソフトウェア	◎	
13	外字管理ソフトウェア	◎	
14	バッチジョブ管理ソフトウェア		○
15	統合管理ソフトウェア		○
16	稼働監視ソフトウェア		

17	セキュリティ管理ソフトウェア		
18	ネットワーク監視ソフトウェア		
19	バックアップソフトウェア		
20	ウィルス対策ソフトウェア	○	○
21	ストレージ管理ソフトウェア		
22	Web ブラウザ	◎	
23	PDF クライアント	◎	
24	メールクライアント	◎	
25	JAVA 実行環境		◎

凡例 ◎：当該製品を導入、●：当該製品のマネージャ製品を導入

○：当該製品のエージェント製品を導入、△：当該製品のビューワー製品を導入

注1 検証環境については、各広域連合で決定した構成に従い、導入するソフトウェアを検討すること。

注2 メールサーバに導入するウィルス対策ソフトウェアのマネージャ製品は、窓口端末に対してウィルス定義ファイルを配信することを想定している。

2-2 ハードウェア仕様

調達する機器のハードウェアは、後期高齢者医療広域連合電算処理システム仕様書（構成編）等に記載の仕様を満たし、基本的には別紙のとおり機器指定とすること。

ただし、ハードウェアに関して、仕様書全ての事項は最低仕様とみなし、数値等同等もしくは、同等以上の性能等を有するものとする。また、納入機器は、メーカーの最新機種及び最新安定ファームウェアとして導入すること。

機器の保証に関してメーカーへの登録の作業が必要な場合は、登録作業を実施すること。また、問い合わせ先一覧（品名、型番、問い合わせ先電話番号・URL・メールアドレス、問い合わせ手順など）を提出すること。

サーバ等については、ラックマウント型とし、ラックマウントに必要な物品を含むものとする。

保守については、5年間保守を付属させること

2-3 ソフトウェア仕様

調達するソフトウェアは、後期高齢者医療広域連合電算処理システム仕様書（構成編）等に記載の仕様を満たし、基本的には別紙のとおり機器指定としインストールディスクを1枚付属すること。

ただし、納入ソフトウェアは、メーカーの最新安定ファームウェアとして導入すること。

保守については、ライセンス保守（5年間）を付属させること。
ライセンス保守に関して、メーカーへの登録作業が必要な場合は、登録作業を実施し、問い合わせ先一覧（品名、型番、問い合わせ先電話番号・URL・メールアドレス、問い合わせ手順など）を提出すること。

2-4 機器の納入設置

パソコン、サーバ、プリンタ、ネットワーク機器などの各機器にラベリング後、指定納品場所に納入すること。

2-5 納期について

パソコン等機器の納期については、12月中旬とする。納期が極端に遅れる場合については、別途、発注者と協議すること。

2-6 使用期間

本業務において導入した機器はリース契約を想定している。そのため、使用期間は平成31年3月からの60カ月である。ライセンス料や機器の保守料等において、期間外に発生する費用に関しては、受注者の負担とする。